

○農林水産省令第 号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第四百一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（漁業法施行規則の一部改正）

第一条 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応

- する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告) 第十六条 (略) 2 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの イ 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ロ 年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号 二 七 (略) 3 (略) 4 法第二十六条第二項の漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。 5 法第二十六条第二項の採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの イ 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ロ 年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号 二 採捕した特別管理特定水産資源 三 漁獲割当管理区分 四 設定を受けた年次漁獲割当量 五 特別管理特定水産資源ごとの採捕した個体の数	(漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告) 第十六条 (略) 2 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 二 七 (略) 3 (略) (新設) (新設)

	六 特別管理特定水産資源ごとの漁獲量	
	七 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日	
	八 採捕に係る船舶等の名称（法第五十七条第一項の許可を受けた者、法第六十九条第一項の免許を受けた者（法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者を含む。）、当該免許に係る団体漁業権を有する漁業協同組合の組合員又は当該団体漁業権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員が法第六十条第三項に規定する定置漁業又は漁具を定置して営む漁業であつて定置漁業以外のものを営む場合にあつては、その許可若しくは免許を受けた者又は当該組合員の氏名若しくは名称又は許可番号若しくは免許番号とする。以下同じ。）	
	九 その他参考となるべき事項	
	六 第三項の規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。	（新設）
	七 法第二十六条第二項の規定による記録の作成は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。）をもつて作成することにより行うものとする。	（新設）
	八 法第二十六条第二項の個体ごとの重量その他農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	（新設）
	一 採捕した特別管理特定水産資源	
	二 採捕に係る船舶等の名称	
	三 採捕に係る個体ごとの重量	
	四 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日	
	九 法第二十六条第二項の記録の保存に係る農林水産省令で定める期間は、三年とする。	（新設）
	10 法第二十六条第三項の規定による報告は、第二項及び第五項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて第三項に定める方法により行うものとする。	4 法第二十六条第二項の規定による報告は、第二項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて前項に定める方法により行うものとする。

(特別管理特定水産資源)

第十六条の二 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ（重量が三十キログラム以上のものに限る。）とする。

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十九条 (略)

2 法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの

イ 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ロ 報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号
二〇四 (略)

3 第十六条第三項の規定は、法第三十条第一項の規定による報告について準用する。

4 法第三十条第二項の漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

5 法第三十条第二項の漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの

イ 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ロ 報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号
二 管理区分

(新設)

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十九条 (略)

2 法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二〇四 (略)

3 第十六条第三項の規定は法第三十条第一項の規定による報告について、第十六条第四項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、それぞれ準用する。

(新設)

(新設)

- 三 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日
- 四 採捕に係る船舶等の名称
- 五 その他参考となるべき事項

6| 第十六条第三項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、第十六条第七項の規定は法第三十条第二項の規定による記録の作成について、第十六条第八項の規定は法第三十条第二項の個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項について、第十六条第九項の規定は法第三十条第二項の記録の保存に係る農林水産省令で定める期間について、第十六条第十項の規定は法第三十条第三項の規定による報告について、それぞれ準用する。

(提出書類の經由機関)

第六十二条 法第百八十七条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、別に農林水産省令で定める場合を除くほか、当該書類の提出者の住所地(共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。この場合において、漁業根拠地(漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあつては、主たる漁業根拠地をいう。)を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときは、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出することができる。

2 法第百八十七条ただし書の農林水産省令で定める書類は、別に農林水産省令で定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による漁獲量等の報告に係る書類

四(八) (略)

(新設)

(提出書類の經由機関)

第六十二条 法第百八十六条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、別に農林水産省令で定める場合を除くほか、当該書類の提出者の住所地(共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。この場合において、漁業根拠地(漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあつては、主たる漁業根拠地をいう。)を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときは、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出することができる。

2 法第百八十六条ただし書の農林水産省令で定める書類は、別に農林水産省令で定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による漁獲量等の報告に係る書類

四(八) (略)

別記第一及び別記第二を次のように改める。

別記第一（第四十条関係）

（表面）

漁業監督官（漁業監督吏員）の証票

第 号 年 月 日交付

官 職

氏 名
生 年 月 日

写 真

(裏面)

漁業法(抄)

第二百二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫その他の場所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

第百九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

六 第二百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七九 (略)

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

別記第二(第六十一条関係)

(表面)

漁業法第一百七十六条の規定により検査等をする職員の証票

第 号 年 月 日交付

官 職

氏 名
生 年 月 日

写 真

(裏面)

漁業法(抄)

第七十六條 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に關して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第七十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一七 (略)

八 第七十六條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第七十六條第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号

。以下「水産流通適正化法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制 第一節 国内流通の規制に関する措置（第五条―第三十四条） 第二節 輸出の規制に関する措置（第三十五条―第四十八条） 第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制（第四十九条） 第四章 雑則（第五十条―第五十二条） 附則 第一章 総則 （特定第一種第一号水産動植物） 第一条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） （法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める加工品） 第二条 法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。 （特定第二種水産動植物） 第三条 法第二条第七項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。 一 四 （略）	（新設） （新設） （特定第一種水産動植物） 第一条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） （法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品） 第二条 法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。 （特定第二種水産動植物） 第三条 法第二条第四項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。 一 四 （略）

(法第二条第八項の農林水産省令で定める加工品)

第四条 法第二条第八項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであつて、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制

第一節 国内流通の規制に関する措置

(特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第五条 法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 (略)

二 特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

三 採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物の種類

四 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容

五 譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物等の種類

六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事(以下「農林水産大臣等」という。)は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一 前項第四号の権限の内容を証する書類として次に掲げる書類

イ ハ (略)

ニ イからハまでに規定する漁業法の規定以外の法令の規定による権限に基づき特定第一種第一号水産動植物を採捕する場合にあつては、当該事実を証する書類

(法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品)

第四条 法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであつて、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。

(新設)

(新設)

(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第五条 法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 (略)

二 特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

三 採捕の事業の対象とする特定第一種水産動植物の種類

四 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限の内容

五 譲渡しの事業の対象とする特定第一種水産動植物等の種類

六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事(以下「農林水産大臣等」という。)は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一 前項第四号の権限の内容を証する書類として次に掲げる書類

イ ハ (略)

ニ イからハまでに規定する漁業法の規定以外の法令の規定による権限に基づき特定第一種水産動植物を採捕する場合にあつては、当該事実を証する書類

- 二 届出者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体が特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者に代わつて特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うことを証する書面
- 三 (略)

(農林水産大臣等への報告)

第八条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、令第二条第一項第一号に掲げる事務を行った場合にあつては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、令第二条第一項第二号に掲げる事務を行った場合にあつては前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(都道府県知事への通知)

第九条 令第二条第四項の規定による通知は、遅滞なく、法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知を行った場合にあつては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、法第三条第三項の規定による届出の受理を行った場合にあつては第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(漁獲番号)

第十条 法第四条に規定する漁獲番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一 (略)

二 特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三 譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロット

- 二 届出者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体が特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者に代わつて特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うことを証する書面
- 三 (略)

(農林水産大臣等への報告)

第八条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下「令」という。）第三項の規定による報告は、遅滞なく、令第一項第一号に掲げる事務を行った場合にあつては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、令第一項第二号に掲げる事務を行った場合にあつては前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(都道府県知事への通知)

第九条 令第四項の規定による通知は、遅滞なく、法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知を行った場合にあつては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、法第三条第三項の規定による届出の受理を行った場合にあつては第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(漁獲番号)

第十条 法第四条に規定する漁獲番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一 (略)

二 特定第一種水産動植物等の譲渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別す

トの別等を区別するために表示した三桁の番号

(届出採捕者による情報の伝達方法)

第十一条 法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 届出採捕者の使用に係る電子計算機と特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しの手方(以下この条及び第十三条において「相手方」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ (略)

- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

- 三 特定第一種第一号水産動植物等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

2 (略)

- 3 前二項の規定にかかわらず、漁獲番号の伝達は、届出採捕者と相手方があらかじめ次項の規定により合意をした場合にあっては、特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しに当たつて前条第二号及び第三号に掲げる番号を第一項各号に掲げるいずれかの方法により伝達することができる。

- 4 前項の合意は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を

るために表示した三桁の番号

(届出採捕者による情報の伝達方法)

第十一条 法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 届出採捕者の使用に係る電子計算機と特定第一種水産動植物等の譲渡しの手方(以下この条において「相手方」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ (略)

- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条において同じ。)をもつて調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

- 三 特定第一種水産動植物等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

2 (略)

- 3 前二項の規定にかかわらず、漁獲番号の伝達は、届出採捕者と相手方があらかじめ次項の規定により合意をした場合にあっては、特定第一種水産動植物等の譲渡しに当たつて前条第二号及び第三号に掲げる番号を第一項各号に掲げるいずれかの方法により伝達することで行うことができる。

- 4 前項の合意は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を

用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。以下同じ。）により、その内容を明らかにしてするものとする。

一・二 (略)

5 法第四条に規定する特定第一号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

6 次条第二号に規定する特定第一号水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

(届出採捕者による伝達事項)

第十二条 法第四条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 特定第一号水産動植物等の重量又は数量
- 三 譲渡し又は引渡しをした年月日

(特定第一号水産動植物等取扱事業者間における特定第一号水産動植物等に関する情報の伝達方法)

第十三条 法第五条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 特定第一号水産動植物等取扱事業者(特定第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ (略)

用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。第十八条において同じ。）により、その内容を明らかにしてするものとする。

一・二 (略)

5 法第四条に規定する特定第一号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

6 次条第二号に規定する特定第一号水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

(届出採捕者による伝達事項)

第十二条 法第四条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 特定第一号水産動植物等の重量又は数量
- 三 譲渡しをした年月日

(特定第一号水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達方法)

第十三条 法第五条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 特定第一号水産動植物等取扱事業者の使用に係る電子計算機と特定第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しの相手方(以下この条において「相手方」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

3 法第五条第一項に規定する特定第一号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4 次条第二号に規定する特定第一号水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一号第一号水産動植物等に関する伝達事項)

第十四条 法第五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量

三 (略)

(荷口番号)

第十五条 法第五条第二項に規定する荷口番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一 (略)

二 特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三 譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

(引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達)

第十六条 法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれか

二・三 (略)

2 (略)

3 法第五条第一項に規定する特定第一種水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4 次条第二号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における伝達事項)

第十四条 法第五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三 (略)

(荷口番号)

第十五条 法第五条第二項に規定する荷口番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一 (略)

二 特定第一種水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三 譲渡し又は引渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

(引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達)

第十六条 法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれか

の方法により行うものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 特定第一種第一号水産動植物等の引渡しの特託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「受託者」という。）の使用に係る電子計算機と当該特託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「委託者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

ロ (略)

二 (略)

三 受託者が当該特託に係る特定第一種第一号水産動植物等を引渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

2 (略)

(特定第一種第一号水産動植物等に関する特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者)

第十七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 特定第一種第一号水産動植物等の倉庫業者

二 (略)

(特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成方法)

第十八条 法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 特定第一種第一号水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四 (略)

の方法により行うものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 特定第一種水産動植物等の引渡しの特託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「受託者」という。）の使用に係る電子計算機と当該特託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「委託者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

ロ (略)

二 (略)

三 受託者が当該特託に係る特定第一種水産動植物等を譲渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

2 (略)

(特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者)

第十七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 特定第一種水産動植物等の倉庫業者

二 (略)

(取引等の記録の作成方法)

第十八条 法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 特定第一種水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四 (略)

2 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3 法第六条第一項第二号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、法第六条第一項第五号に規定する漁獲番号の記録の作成は、当該譲渡し又は引渡しが届出採捕者によって行われた場合であつて、当該届出採捕者が第十一条第三項の規定により漁獲番号の伝達を行ったときは、同条第四項の書面又は電磁的記録を保存し、かつ、第十条第二号及び第三号に掲げる番号の記録を第一項に定める方法により作成することで行うことができる。

(特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の保存期間)

第十九条 (略)

(特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成及び保存を要しない場合)

第二十条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合

二 少量の特定第一種第一号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

三 一般消費者への販売をした特定第一種第一号水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種第一号水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

(特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成事項)

2 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3 法第六条第一項第二号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、法第六条第一項第五号に規定する漁獲番号の記録の作成は、当該譲渡しが届出採捕者によって行われた場合であつて、当該届出採捕者が第十一条第三項の規定により漁獲番号の伝達を行ったときは、同条第四項の書面又は電磁的記録を保存し、かつ、第十条第二号及び第三号に掲げる番号の記録を第一項に定める方法により作成することで行うことができる。

(取引等の記録の保存期間)

第十九条 (略)

(取引等の記録の作成及び保存を要しない場合)

第二十条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合

二 少量の特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

三 一般消費者への販売をした特定第一種水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

(取引等の記録を作成する事項)

第二十一条 法第六条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、その譲受け又は引受けに当たって他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から荷口番号（以下この条において「旧荷口番号」という。）を伝達された特定第一種第一号水産動植物等について、その譲渡し又は引渡しに当たって新たな荷口番号（以下この条において「新荷口番号」という。）を伝達した場合における新荷口番号に対応する旧荷口番号とする。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達方法）
第二十二条 法第七条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれの方法により行うものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の使用に係る電子計算機と特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し又は引渡しの相手方（以下この条及び第二十五条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

三 特定第一種第二号水産動植物等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するもの又は特定第一種第二号水産動植物等に伝達すべき事項を表示する方法

2| 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3| 法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物等の名称

第二十一条 法第六条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、その譲受け又は引受けに当たって他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から荷口番号（以下この条において「旧荷口番号」という。）を伝達された特定第一種水産動植物等について、その譲渡し又は引渡しに当たって新たな荷口番号（以下この条において「新荷口番号」という。）を伝達した場合における新荷口番号に対応する旧荷口番号とする。

（新設）

の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4| 法第七条第一項に規定する重量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

5| 法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の法第七条第一項に規定する重量の伝達は、当該特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による伝達事項）

第二十三条 法第七条第一項の農林水産省令で定める事項は、特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の陸揚げ日とする。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置等）

第二十四条 法第七条第二項の農林水産省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の伝達すべき事項を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

一 譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物。以下この表並びに第二十七条第一号及び第二号において同じ。）の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項をインターネットを利用し	特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録又はその集合物をいう。以下同じ。）の送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送
---	--

（新設）

（新設）

二 譲渡し又は引渡しを	て当該譲渡し又は引渡しの相手方その他の関係者の閲覧に供すること。
特定第一種第二号水産動植物	又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この表において同じ。）又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下「送信元識別符号等」という。）を記載した札又はラベル（次に掲げる規格に適合するものに限る。以下この表及び第二十七条の表において同じ。）を容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該送信元識別符号等を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。 一 記載内容が容易に判別できる色及び大きさであること。 二 記載内容が容易に消えない方法により表示されていること。 三 容易に破損しないようにするための措置が講じられていること。

する特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに識別できる記号又は番号（以下「識別番号」という。）を作成し、当該譲渡し又は引渡しの相手方からの照会があつた場合に、当該識別番号に対応する特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項を当該相手方に伝達できる体制を整備すること。	等の識別番号を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該識別番号を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
---	--

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達方法）

第二十五条 法第八条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - ロ 特定第一種水産動植物等取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 二 第二十二条第一項第二号に掲げる方法

（新設）

三 第二十二條第一項第三号に掲げる方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 法第八條第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4 法第八條第一項に規定する重量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

5 法第二條第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の法第八條第一項に規定する重量の伝達は、特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する伝達事項)

第二十六條 法第八條第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等以外の特定第一種第二号水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物)にあつては、陸揚げ日

二 養殖された特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等(この号及び第三十二條第一項第一号ロにおいて「養殖された特定第一種第二号水産動植物等」という。)にあつては、次に掲げる事項

イ 養殖の事業を営む者の氏名(法人にあつては、その名称)

ロ 養殖された特定第一種第二号水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物)が養殖された養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名

ハ 当該養殖場から出荷された日

(新設)

（特定第一種水産動植物等取扱事業者により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置等）

第二十七条 法第八条第三項において準用する法第七条第二項の農林水産省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の伝達すべき事項を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

一 譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項をインターネットを利用して当該譲渡し又は引渡しの相手方その他の関係者の閲覧に供すること。	特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該送信元識別符号等を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
二 譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに識別番号を作成し、当該譲渡し又は引渡しの相手方からの照会があった場合に、当該識別番号に対応する特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項を当該相手方に伝達できる体制を整備すること。	特定第一種第二号水産動植物等の識別番号を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を識別番号を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
三 特定第一種第二号水産	特定第一種第二号水産動植物

（新設）

動植物等について、法第七條第二項（法第八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による伝達を受けた場合に、当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付けられた札又は貼り付けられたラベルを、第二十四條の表の第一号の下欄に掲げる規格に適合した状態で維持すること。	等について伝達すべき事項を当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付けられた札又は貼り付けられたラベルに表示されている情報を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
--	---

（特定第一種第二号水産動植物等に関する特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第二十八條 法第九條の農林水産省令で定める者は、特定第一種第二号水産動植物等の倉庫業者とする。

（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成方法）

第二十九條 法第九條の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

（新設）

- 一 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- 二 事務所等ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において記録を一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲渡し等をした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲渡し等をしたときの記録は、一括して作成することができる。

三 特定第一種第二号水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四 返品その他の事由により法第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項又は第三十二条に規定する事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

2| 法第九条の規定に基づく特定第一種第二号水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3| 法第九条の規定に基づく特定第一種第二号水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

4| 法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の第三十二条第一項第一号イ⁽²⁾に掲げる重量の記録の作成は、当該特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

5| 第三十二条第一項第三号に掲げる伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号の記録の作成は、特定第一種第二号水産動植物等の譲受け又は引受けと譲渡し又は引渡しとの相互の関係が明らかになるように行うものとする。

1| (特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の保存期間

第三十条 法第九条の農林水産省令で定める期間は、三年とする。

(特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成及び保存を要しない場合)

第三十一条 法第九条ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 少量の特定第一種第二号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

(新設)

(新設)

二 一般消費者への販売をした特定第一種第二号水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種第二号水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成事項）

第三十二条 法第九条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第七条第一項又は法第八条第一項の規定により伝達をし、又は伝達を受けた場合にあつては、次に掲げる事項

イ 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等以外の特定第一種第二号水産動植物等にあつては、次に掲げる事項

(1) 特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物。③において同じ。）の採捕に使用した船舶等の名称

(2) 法第七条第一項に規定する重量

(3) 特定第一種第二号水産動植物等の陸揚げ日

ロ 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等にあつては、次に掲げる事項

(1) 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨

(2) 養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあつては、養殖の事業を営む者の氏名（法人にあつては、その名称）

(3) 養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあつては、当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）が養殖された養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名

(4) 養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあつては、当該養殖場から出荷された日

二 法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。次号及び第四号において同じ。）の規定により伝達をした場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げ

（新設）

る事項

イ 前号イ又はロに掲げる事項

ロ イに掲げる事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

三 法第七条第二項の規定により伝達を受けた場合であつて、第二十七條の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる措置をし、各号の下欄に掲げる伝達を行った場合にあつては、伝達すべき事項に係る全てのウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

四 法第七条第二項の規定により伝達を受けた場合であつて、当該伝達に係る特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し若しくは引渡しを行わない場合又は第二十七條の表の第三号の上欄に掲げる措置をし、同号の下欄に掲げる伝達を行った場合にあつては、伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

2

特定第一種第二号水産動植物の養殖の事業を営む者が、自らが養殖した特定第一種第二号水産動植物（特定第一種第二号水産動植物を種苗として養殖したものに限る。以下この項において同じ。）又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し若しくは引渡し又は廃棄若しくは亡失をした場合における法第九条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一 法第八条第一項の規定により伝達をした場合にあつては、次に掲げる事項

イ 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨

ロ 養殖の事業を営む者の氏名（法人にあつては、その名称）

ハ 当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）を養殖した養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名

ニ 養殖の用に供した種苗の法第七条第一項に規定する重量
ホ 養殖の用に供した種苗の陸揚げ日

二 法第八条第三項において準用する法第七条第二項の規定により伝達をした場合にあつては、次に掲げる事項

イ 前号イからホまでに掲げる事項
ロ イに掲げる事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第三十三条 法第十一条第一項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 法第十一条第三号の農林水産省令で定める事項は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地とする。

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一 個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十七条第一項第一号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

二 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款（これに準ずるものを含む。）

ロ （略）

三 （略）

4 法第十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第二十二條 法第八條第一項の規定による届出は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 法第八條第四号の農林水産省令で定める事項は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地とする。

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一 個人にあつては、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

二 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款

ロ （略）

三 （略）

4 法第八條第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

- 二 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が自らが採捕した法第二十一条第一種第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合
- 三 特定第一種水産動植物等取扱事業者が自らが養殖した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合
- 四・五 (略)

(変更等の届出)

第三十四条 法第十一条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十一条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先
- 三 特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う特定第一種水産動植物等取扱事業者にあつては、第十五条第一号に掲げる番号
- 四・六 (略)

2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十一条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先
- 三 特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う特定第一種水産動植物等取扱事業者にあつては、第十五条第一号に掲げる番号
- 四 (略)

第二節 輸出の規制に関する措置

(適法漁獲等証明書の交付の申請等)

(新設)

(新設)

二・三 (略)

(変更等の届出)

第二十三条 法第八条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 法第八条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先
- 三 第十五条第一号に掲げる番号
- 四・六 (略)

2 法第八条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 法第八条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先
- 三 第十五条第一号に掲げる番号
- 四 (略)

(新設)

(適法漁獲等証明書の交付の申請等)

第三十五条 法第十三条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

2 法第十三条第二項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項又は法第九条に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二（略）

3（略）

4 法第十三条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

5 法第十三条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一（三）（略）

6 適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣（指定交付機関が交付事務を行う場合にあっては、当該指定交付機関。次項において同じ。）に届け出なければならぬ。

7（略）

8 適法漁獲等証明書は、法第十三条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（特定第一種水産動植物等の区分）

第三十六条 法第十五条第一項の農林水産省令で定める区分は、特定第一種水産動植物等の種類とする。

第二十四条 法第十条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二（略）

3（略）

4 法第十条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

5 法第十条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一（三）（略）

6 適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

7（略）

8 適法漁獲等証明書は、法第十条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（新設）

(指定交付機関の指定の申請)

第三十七条 法第十五条第一項の規定による指定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

一 申請者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款（これに準ずるものを含む。）

ロ 登記事項証明書

ハ 指定の申請に関する意志の決定を証する書類

三 直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度の直前の事業年度末における財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

五 申請者が法第十六条各号に該当しないことを誓約する書類

六 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が個人である場合には、当該申請者の略歴

ロ 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に応じて第三十九条に規定する構成員の氏名又は名称組織及び運営に関する事項

ニ 交付事務の実施に関する基本的な計画

ホ 交付事務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要

ヘ その他参考となるべき事項

2| 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、交付事務を行うとするとする者が法第十七条各号に掲げる基準に適合することを確認するため必要と認める書類の提出を求めることができる。

(新設)

（申請書の記載事項）

第三十八条 法第十五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者が個人である場合には、氏名
- 二 申請者が法人である場合には、その代表者の氏名
- 三 交付事務を行おうとする特定第一種水産動植物等の種類
- 四 交付事務を開始しようとする年月日

（構成員の構成）

第三十九条 法第十七条第二号の農林水産省令で定める構成員は、次の各号に定める法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 一般社団法人 社員
- 二 合名会社、合資会社及び合同会社 社員
- 三 株式会社 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主
- 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に準ずるもの

（指定交付機関の指定の更新）

第四十条 前四条の規定は、法第十八条第一項の指定交付機関の指定の更新について準用する。

（指定交付機関の名称等の変更の届出）

第四十一条 法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出して行うものとする。

- 一 変更後の名称、住所又は交付事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日

2| 指定交付機関は、第三十七条第一項第六号イ、ロ又はホに掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

け出なければならない。

(交付事務規程の認可の申請等)

第四十二条 法第二十条第一項前段の規定による交付事務規程の認可の申請は、申請書に交付事務規程を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十条第一項後段の規定による交付事務規程の変更の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の交付事務規程を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(交付事務規程の記載事項)

第四十三条 法第二十条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 交付事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 交付事務を行う事務所に関する事項
- 三 交付事務の実施方法に関する事項
- 四 交付事務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 五 交付事務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 交付事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 七 会計処理に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、交付事務の実施に関し必要な事項

(交付事務規程の認可の基準)

第四十四条 法第二十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 交付事務を実施するのに必要かつ十分な時間が確保されていること。
- 二 交付事務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 交付事務を実施する専任の部署を設置することとしていること。
- 四 交付事務を統括管理する者として、交付事務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者を選任することとしていること。
- 五 交付事務の適正かつ確実な実施に必要な人員を配置することとしていること。
- 六 秘密の保持に関する適切な措置を講ずることとしていること。
- 七 法第二十一条第一項の帳簿並びに同条第二項の申請書及び書類を適切に管理する措置を講ずることとしていること。

(帳簿)

第四十五条 法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請を受けた年月日
- 三 申請に係る特定第一種水産動植物等の名称及び数量又は重量
- 四 適法漁獲等証明書の交付を行った年月日及び当該適法漁獲等証明書の番号
- 2 指定交付機関は、特定第一種水産動植物等の種類ごとに法第二十一条第一項の帳簿を作成するとともに、各年度ごとに閉鎖し、閉鎖の時から三年間保存するものとする。
- 3 前項に規定する保存は、電磁的記録媒体により行うことができる。

(申請書等の保存)

第四十六条 法第二十一条第二項の規定による申請書及び書類の保存は、申請の日から、当該日の属する年度の翌年度から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

(新設)

(新設)

(交付事務の休廃止)

第四十七條 法第二十六條の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して行うものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする交付事務の範囲
- 二 交付事務を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 交付事務を休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由
- 五 業務の引継ぎに関する事項

(交付事務の引継ぎ)

第四十八條 指定交付機関は、法第二十八條に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 交付事務を農林水産大臣に引き継ぐこと。
- 二 交付事務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他農林水産大臣が必要と認める事項

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制

(特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類)

第四十九條 法第三十一條の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)を採捕した漁船(以下この条において「採捕漁船」という。)が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国(海洋法に関する国際連合条約第九十一條2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。)の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないこと

(新設)

(新設)

(新設)

(特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類)

第二十五條 法第十一條の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)を採捕した漁船(以下この条において「採捕漁船」という。)が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国(海洋法に関する国際連合条約第九十一條2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。)の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを

を、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているものである場合にあっては当該措置に違反して採捕されたものではないことを証する当該採捕漁船の旗国の政府機関により発行された証明書であつて、次に掲げる事項について記載したものとする。

一 八（略）

2・3（略）

4 当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が養殖されたもの（採捕された特定第二種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）である場合には、前三項の規定にかかわらず、法第三十一条の農林水産省令で定める書類は、当該事実を証する書類とする。

5（略）

第四章 雑則

（権限の委任）

第五十条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第十条第一項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）
当該地方農政局の長

二 法第十条第二項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの及び特定第一種第二号水

、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているものである場合にあっては当該措置に違反して採捕されたものではないことを証する当該採捕漁船の旗国の政府機関により発行された証明書であつて、次に掲げる事項について記載したものとする。

一 八（略）

2・3（略）

4 当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が養殖されたもの（採捕された特定第二種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）である場合には、前三項の規定にかかわらず、法第十一条の農林水産省令で定める書類は、当該事実を証する書類とする。

5（略）

（新設）

（権限の委任）

第二十六条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第七条第一項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）
当該地方農政局の長

二 法第七条第二項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）
当該地

産動植物採捕事業者に関するものを除く。)に限る。) 当該地方農政局の長

三 法第十條第一項又は第二項の規定による前二号に定める地方農政局長の勸告(令第二條第一項本文の規定により当該地方農政局の管轄区域内の都道府県の知事がした勸告を含む。)に係る法第十條第四項の規定による命令(その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの(令第二條第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。)に限る。) 当該地方農政局の長

四 法第三十二條第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求(法第十三條の施行に関するもの及び特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものを除く。) 当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

五 法第三十二條第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査(法第十三條の施行に関するものを除く。) 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

(農林水産大臣への報告)

第五十一條 令第二條第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 勸告又は命令をした届出採捕者、特定第一種水産動植物等取扱事業者又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の氏名又は名称及び住所

二 五 (略)

第五十二條 令第二條第六項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

方農政局の長

三 法第七條第一項又は第二項の規定による前二号に定める地方農政局長の勸告(令第一項本文の規定により当該地方農政局の管轄区域内の都道府県の知事がした勸告を含む。)に係る同条第三項の規定による命令(その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの(令第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。)に限る。) 当該地方農政局の長

四 法第十二條第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求(法第十條の施行に関するものを除く。) 当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

五 法第十二條第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査(法第十條の施行に関するものを除く。) 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

(農林水産大臣への報告)

第二十七條 令第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 勸告又は命令をした届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者の氏名又は名称及び住所

二 五 (略)

第二十八條 令第六項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一〇五 (略)

附 則

第一条〰第三条 (略)

第四条 第一条第一号に掲げる水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、附則第一条ただし書に規定する日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後において自らが採捕した当該特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体とする。次条第二項において同じ。)は、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間において、法第三条第一項又は第三項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において法第三条第一項又は第三項の規定による届出をしたものとみなす。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出(法第三条第一項の規定によるものに限る。)があつた場合には、施行日前においても、法第三条第二項の規定の例により、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知することができる。この場合において、その通知を受けた者は、施行日において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条第一号に掲げる水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行つてゐる者についての法第八条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則(令和四年農林水産省令第三十九号)附則第一条ただし書に規定する日から一月以内に」と、同条第二項中「その日から二週間以内に」とあるのは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関

一〇五 (略)

附 則

第一条〰第三条 (略)

(新設)

(新設)

する法律施行規則附則第一条ただし書に規定する日から一月以内に 「とする。」 2 施行日以後において第一条第一号に掲げる水産動植物又はこれを 原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の販売、輸出、 加工、製造又は提供の事業を行おうとするものは、施行日の六月前 の日から施行日の前日までの間においても、法第八条第一項又は第 二項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。こ の場合において、その届出をした者は、施行日において法第八条第 一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。	
--	--

別記様式を次のように改める。

証明書番号

適 法 漁 獲 等 証 明 書

特定第一種水産動植物等の種類及び加工品にあっては、その名称	
特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数	
輸出の仕向地	
輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
仕入書（インボイス）の識別番号	
搭載予定地	
輸送手段（搭載予定船舶名／搭載予定航空機名）	

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第13条第3項に基づき、上記により輸出される特定第一種第一号水産動植物等は、

☐ 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと

☐ 輸入水産動植物等

☐ 養殖水産動植物等

であることを証明する。

法第13条第3項に基づき、上記により輸出される特定第一種第二号水産動植物等は、

☐ 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき事項を特定することができること

☐ 輸入水産動植物等

☐ 養殖水産動植物等

であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

農林水産大臣

(漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正)

第三条 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後		別表第四（第二十三条関係）	
漁業	かつお・まぐろ	大臣許可漁業	制限又は禁止
	(略)	(略)	(略)
一〇二十二 (略)		二十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「<u>大西洋の海域</u>」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満の<u>くろまぐろ</u>の採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満の<u>くろまぐろ</u>の漁獲重量が、その航海中の当該海域における<u>大西洋くろまぐろ</u>の総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。 二十四 (略) 二十五 大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満の<u>くろまぐろ</u>の採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム以上三十キログラム未満の<u>くろま</u>	
改正前		別表第四（第二十三条関係）	
漁業	かつお・まぐろ	大臣許可漁業	制限又は禁止
	(略)	(略)	(略)
一〇二十二 (略)		二十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「<u>大西洋の海域</u>」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満の<u>くろまぐろ</u>の採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満の<u>くろまぐろ</u>の漁獲重量が、その航海中の当該海域における<u>くろまぐろ</u>の総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。 二十四 (略) 二十五 大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満の<u>くろまぐろ</u>の採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム以上三十キログラム未満の<u>くろま</u>	

(略)	
(略)	大西洋くろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域における大西洋くろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。 二十六 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業による大西洋くろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。 二十七・二十八 (略)

(略)	
(略)	くろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。 二十六 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。 二十七・二十八 (略)

(農林水産省組織規則の一部改正)

第四条 農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官) 第十九条 (略) 2 米穀流通・食品表示監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。 二〇六 (略) 七 特定第一種水産動植物等(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)第二条第三項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。)の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(届出採捕者(同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。以下同じ。)及び特定第一種水産動植物等取扱事業者(特定第一種第二号水産動植物採捕事業者(同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。以下同じ。))以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。以下同じ。))に対する同法第十条第一項又は第二項の規定による報告、同法第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施(以下「報告等」という。))に係るものに限る。) 三〇八 (略) (消費・安全部の所掌事務) 第六十二条 (略) 一〇六 (略) 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する報告等に係るものに限る。))。 八〇十四 (略) (米穀流通・食品表示監視課の所掌事務)	(米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官) 第十九条 (略) 2 米穀流通・食品表示監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。 二〇六 (略) 七 特定第一種水産動植物等(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。)の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(同法第七条第一項又は第二項の規定による報告、同法第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施(以下「報告等」という。))に係るものに限る。) 三〇八 (略) (消費・安全部の所掌事務) 第六十二条 (略) 一〇六 (略) 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(報告等に係るものに限る。))。 八〇十四 (略) (米穀流通・食品表示監視課の所掌事務)

第百七十六条 (略)

- 一 六 (略)
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に
関すること(届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者
に対する勧告等に係るものに限る。)

(消費・安全部の所掌事務)

第二百九十一条 (略)

- 一 六 (略)
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に
関すること(届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者
に対する勧告等に係るものに限る。)
- 八 十二 (略)

(米穀流通・食品表示監視課の所掌事務)

第三百七条 (略)

- 一 六 (略)
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に
関すること(届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者
に対する勧告等に係るものに限る。)

(水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門
官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出
証明指導官)

第五百三十四条 (略)

- 2 水産流通適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に
関すること(消費・安全局及び資源管理部の所掌に属するものを
除く。)
- 二 (略)

第百七十六条 (略)

- 一 六 (略)
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に
関すること(勧告等に係るものに限る。)

(消費・安全部の所掌事務)

第二百九十一条 (略)

- 一 六 (略)
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に
関すること(勧告等に係るものに限る。)
- 八 十二 (略)

(米穀流通・食品表示監視課の所掌事務)

第三百七条 (略)

- 一 六 (略)
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に
関すること(勧告等に係るものに限る。)

(水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門
官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出
証明指導官)

第五百三十四条 (略)

- 2 水産流通適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二
年法律第七十九号)の施行に関すること(消費・安全局の所掌に
属するものを除く。)
- 二 (略)

3
10

(漁獲監理専門官)

第五百三十九条の二 資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。
2 漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督並びに特定第一種第二号水産動物等(特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する特定第一種第二号水産動物等をいう。)の取引等に係る情報の記録及び伝達にすること(特定第一種第二号水産動物採捕事業者に対する同法第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。)に関するものを助ける。

(漁業調整事務所の所掌事務)

第五百四十八条 (略)

2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 四 (略)

五 九州漁業調整事務所 漁業法第百八十四条の規定による漁業の免許に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務(九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。)並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

(調整課の所掌事務)

第五百七十九条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 漁業法第百八十四条の規定による漁業の免許に関すること。

3
10

(漁獲監理専門官)

第五百三十九条の二 資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。
2 漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督に関するものを助ける。

(漁業調整事務所の所掌事務)

第五百四十八条 (略)

2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 四 (略)

五 九州漁業調整事務所 漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務(九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。)並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

(調整課の所掌事務)

第五百七十九条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること。

四
(略)

四
(略)

(日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第五条 日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成三十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六（略） 七 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）<u>第三十二条第一項及び第二項</u>	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六（略） 七 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）<u>第十二条第一項</u>

別記様式中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項及び第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中水産流通適正化法施行規則第三条の次に二条を加える改正規定（同規則附則第四条及び第五条第二項を加える部分に限る。） 公布の日

二 第一条中漁業法施行規則第十六条第二項及び第十九条第二項の改正規定 令和七年四月一日

三 第二条中水産流通適正化法施行規則第三十六条から第四十六条までの改正規定 改正法附則第五条第

二項及び第六条の規定の施行の日（令和七年十月一日）

四 第二条中水産流通適正化法施行規則附則第三条の次に二条を加える改正規定（同規則附則第五条第一項を加える部分に限る。） 令和七年十二月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。